

西鶴『本朝桜陰比事』について

三十回生 山戸祥子

本論

第一章 構想について

第一節 訴訟の種類について

第二節 登場人物について

第三節 判決について

第二章 原典との比較

第一節 『棠陰比事』の影響

第二節 『板倉政要』との比較

結び

参考文献

序

この『本朝桜陰比事』は、元禄二年（一六八九）正月に、井原西鶴の「雑話物」の一つとして書かれた作品である。五卷四十四話で構成されており、その一話一話が独立した物語である。内容は、当時の庶民の間に起こった数々のも

めごとを、裁判官「御前」が解決してゆく、というものである。一見、裁判の記録集のようにみせながら、実はそれだけでなく、庶民の生活を描き出し、西鶴自身のもの見方などを鋭く盛り込んだ作品となっている。

ここでは私は、彼が当時の各階級の人々に対して持っていた考えを明らかにすると共に、影響を受けたと考えられる、中国の『棠陰比事』、板倉名裁判と唱われ、江戸時代初期に実在した板倉父子による判例集『板倉政要』の二つの作品を典拠の一として挙げ、西鶴の脚色の意図を探りたい。さらに、裁判という善と悪の判断の場においての彼の価値観もまた考察してみたいと思う。また、この作品には、彼のどんな意図があり、どのような想いがこめられていたのであろうか。内容分析を進め、できうる限り、彼の中核に迫ってみたいと思う。

テキストには、明治書院の対訳西鶴全集十一、「本朝桜陰比事」を用いた。

第一章 構想について

「本朝桜陰比事」五卷四十四話は、それぞれが独立した作品で、共通した登場人物は、困難な事件を見事に解決してゆく「御前」だけである。この共通性に欠ける四十四話を、いろいろな視点から眺め、分類して、西鶴が当時の社会の人々に対して持っていたイメージや考えを明らかにしたい。そして、この作品で西鶴がねらったものは何であったのか、などを捉えてゆきたいと思う。

第一節 訴訟の種類について

訴訟の種類としては、①所有、②盗み（詐欺）、③殺人、④相続、⑤密通、⑥約束の不履行、の六つが主なものである。そして、子供の認知などを含む、⑦その他、とに分けられる。さらに、訴訟と言うより、⑧処置を願ひ出るもの、がある。①～⑧のいずれの分類も、お上に届ける時点における訴訟の種類である。これをまとめたものが、次の△表1▽である。

△表1▽からわかるように、盗み（詐欺）が一番多く、四十四話中九話となっている。ついで、相続、所有、殺人となり、この四つで三十話、つまり、全体の約七〇%を占め、ここに集中していることがわかる。法律として確定したものが存在しなかった当時、相続所有の問題は、よく起ったことであろうし、盗みや殺人も、庶民の貧しい生活の中では、多くみられる訴訟だったのではないか、と思われる。

以上から考察すると、西鶴は、当時よく起った訴訟を題

えられる。それは西鶴のイメージとして、「好色物」などから期待される密通の訴訟も、わずか三話にとどまるところからも言えるのであろう。

つまり、特に目を引く程の奇抜な訴訟はないのである。訴訟という題材に、特異な効果を出し、珍しい事件の解決を書こうとしたのではない。そうなれば、明らかな虚構となり、庶民の生活から離れたものになってしまう。西鶴は、題材や事件、それ自体には特異性を持たせず、ごく日常の庶民の生活にあり得るような事件を取り扱って、読者に身近なものとして事件を感じとらせ、物語の中に導入することに成功している。

第二節 登場人物について

先に述べたように、この作品では、「御前」以外は、共通した登場人物はいない。そこで、「御前」については、後の第三節で述べるとして、この雑多な登場人物達の中で、特に、訴えた者、訴えられた者の二者を採り上げて、次のように分類してみた。

- (1) 町人階級（商人、職人など町に住む人）
- (2) 農民階級（村里人なども含む）
- (3) 武士階級（浪人など）
- (4) 僧侶階級（山伏、修験者なども含む）

分類の都合上、①互いに訴え合ったもの、②訴えられた相手の定っていないもの、③明確に二者がわかるもの、の三つの中を、それぞれ分類していったのが△表2▽で

<表 1>

計	五	四	三	二	一	巻 種 類
7	/	/	四・八	二・三・五	一・三	所有
			2	3	2	
9	二・三 六・八	四・六	二	八	四	盗み
	4	2	1	1	1	
6	/	二	一・三 九	一	五	殺人
		1	3	1	1	
8	四・九	五・八	/	七・九	六・七	相続
	2	2		2	2	
3	/	三	/	四	八	密通
		1		1	1	
4	一	/	五・六	六	/	約束
	1		2	1		
4	五・七	一	/	/	二	その他
	2	1			1	
3	/	七・九	七	/	/	処置
		2	1			
44	9	9	9	9	8	計

以上から考察すると、西鶴は、当時よく起った訴訟を題
 の三つの中を、それぞれ分類していったのが△表2▽で
 ある。

<表 2>

(注) (一七七) は、再訴訟の為、二度になる。

計	五	四	三	二	一	巻
7 (×2)	四		四・八	三・九	一・六	①
	1		2	2	2	
10	三・九	七・九	一・六	一・七 八	四	②
	2	2	2	3	1	
28 (×2)	一・二・五 六・七・八	一・二・三 四・五・六 八	二・三・五 七・九	二・四・五 六・七	二・三・五 七・八	③
	6	7	5	5	5	
45	9	9	9	10	8	計

(注) ③については、
右半分が訴えた者
左半分が訴えられた者となる。

計	僧 侶		武 士		農 民		町 人		階級
14	0		0		3		11		①
10	0		1		1		8		②
56	3	1	3	1	2	2	20	24	③
80	4		5		8		63		計

<	計	7	(×2)	10	28	(×2)	45
---	---	---	------	----	----	------	----

(注) (二一七) は、再訴訟の為、二度になる。

(注) ③については、右半分が訴えた者、左半分が訴えられた者となる。

①②③のどれを見ても明らかのように登場人物は、町人階級が圧倒的に多い。読者層であり、また西鶴自身も町人であったためか、町人階級がほとんどすべての話の中心に登場する。

それでは、登場回数のない(2)農民階級、(3)武士階級、(4)僧侶階級、の人々が、物語の中に、どのように描かれているかという点に注目して、西鶴がそれぞれの階級に対して持っているイメージを明らかにしてみたいと思う。

(2) 農民階級

田舎者の言葉、所業や、常識のなさを笑う話が多い。また、学の浅さやおろかさや馬鹿にする話もある。全体的に、町人階級から見下されているという感じを受ける。反感や軽蔑といったものではなく、弱くて、滑稽な、取るに足りないと言ったようなイメージで描き出されている。

(3) 武士階級

自分が不利な立場におちいっても、恥を重んじるという武士気質が強調されている。また、学が深く、芸術にも長じている、というイメージで描かれている。そして、そのような武士に対しての反感、嫌悪といったものは全く見られず、一段階上のものとして、その精神に感嘆している様子さえも感じられる。

(4) 僧侶階級

話に描かれている僧侶の姿のほとんどが、僧侶の腐敗ぶりを示し、その所業を笑い、懲らしめられる結果に満足を感じるものである。こうした結果を、西鶴は読者のささや

かなりき晴らしの場として提供している。西鶴自身は、僧侶に対しては、決して尊敬や感謝など良いイメージは持たず、それどころか学問の身につけていながら、それを悪事の方に転用したり、修行を怠って、決楽に身を沈めている姿を、軽蔑を含めたイメージで捉えている。そしてそれはまた、読者層である庶民の僧侶に対するイメージでもあると思われる。

ここで、登場人物に関して、総合して考察してみると、町人、農民、武士、僧侶と、四つの階級に分類し得たという所に注目せねばならないと思う。大名、將軍、公家など、下々の訴訟とは縁がないので登場しないのは当然としても、怪物、幽霊の類も全く登場しない。登場させれば読者の興味を引くに違いない怪物、幽霊の類を出さず、日常の人々のみに焦点を絞っている。これは、どういう意図であったのか。それは、この作品を、物珍らしさの読み本とするよりも、「公事捌」という形式をあくまでくずさず、その話自体に面白さを加味していきたかったのではないかと思われる。そのためには、訴訟の種類と登場人物といった、話の展開につなげてゆく材料は、平凡で、読者の身近にある、現実的なものでなくてはならなかったのである。

第三節 判決について

第一節において考察した訴訟の種類については、日常性を重視し、奇をてらった事件というものは、あまり見つけられなかった。第二節の登場人物に関しても、日常的な人物ばかりである。それでは、この日常的な素材と登場人物

を使って、この作品が平凡なものとならず、読者の興味を引く原因はどこにあるのだろうか。それは、「御前」が困難な事件を解決してゆく姿や、その判決にあると考えられる。この節では、判決を分類し、それぞれの特徴を捉えると共に、唯一の共通した登場人物である「御前」の性格、作品における役割りをも考察してみたいと思う。

判決は、次の七つに分類することができる。

①御前の智慧や機転で、被疑者を試して犯人をつきとめたり、策を用いて解決するもの。

御前が考え出す策は、どれをとっても智慧や機転に富んでいて面白い。そうして、その策にうまくひっかかる犯人達の姿もまた滑稽である。御前は、事件の種類や状況を的確に判断し、その事件の解決のため、それぞれに適応した策を考え出す。似たような策は、ほとんど見られない。西鶴の神経が四十四話すべてに行きわたっていた結果である。ここで読者は、まず御前の策の奇抜さ、面白さに興味をひかれ、それに乗せられてゆく犯人達を笑う。つまり西鶴は、そのような方法で、読者を話の世界に、うまく引きずり込んでいるのである。

②情報や事実を、御前が調べて判断するもの。

裁判の上で基本となる「調査」を軸に、御前が的確な判断を下すものである。調べ上げて悪事を明らかにする理由として、不自然なものや、無理がみられるものではなく、どれも納得のいく筋立てで、西鶴の構成の巧みさがでている。

この中には、知識によって、つまり故事や言い伝えによって判断するものがあるが、その故事や言い伝えは、必ずしも現実的なものではなく、非科学的で、ありえそうもないようなものが多い。ここには、明らかに話を面白くするための西鶴の博い方面からの知識の放出がある。その博い知識が、読者の興味と感嘆をひき出しているのである。

④御前が、訴えた者の真意を理解し、公平に判断するもの。

御前が、するどい眼力で真意を見ぬき、公平な裁きをするものである。人々が、言いたくても口に出すことが憚られるような事でも、御前は理解し、平等に処置してくれる。庶民と御前との、信頼関係とでも言うような姿が描かれている。

⑤御前が頓智などを用いて解決するもの。

御前が、ユーモアのセンスを発揮して解決するものである。以上、①から⑤までは、御前の力によって解決した事件である。そこで、この判決から「御前」が、どのような立場でこの作品に関わり、どのような性格を持っているかを明らかにして行きたいと思う。

まず、①②③より、かなりの学問を身につけた人物として描かれていることは、言うまでもない。その知識は博く、医学などにも通じ、漢籍にも親しんでいたと考えられる。

また、状況判断も的確で、庶民の生活というものを把握し、

れも納得のいく筋立てで、西鶴の構成の巧みさがでてゐる。

③御前の知識や見識の深さによって判断するもの。

アのセンスもあり、情に篤い性格として描かれている。

「御前」の寛大な判決は、四十四話中、十六話にも及び、「強きを挫き、弱きを助ける。」——そういった、英雄的要素を持っている。

つまり、「御前」は、庶民にとっては、天上人の如く偉い人でありながら、自分達を理解してくれる人間——各方面に博い知識を持ち、機知に富む理性的な人間で、ユーモアもあり、情にも篤く、弱者の味方である——といった、まことに理想的な人物として描かれている。第二章で詳しく述べるが、板倉父子が「御前」のモデルとなっているのか、理想の裁判官の姿を、現実の裁判官への皮肉を交えて描いたのか——どちらにしても、西鶴は「御前」のような裁判官を理想としていたであろうし、読者もそうであったと思う。読者は、住みづらい当時の社会にありながら、この理想郷にしばし酔い、現実を憂いていたに違いない。

⑥解決の直接の原因が御前によらないもの。

全体で三話あるが、三話とも、その解決の糸口となる策を講じた主体は、後家である。ここで、後家について考察してみたいと思う。後家の出てくる話は、この三話を含めて七話である。どの後家をとってみても、皆、機転がきいて賢い、ということが言える。

万能という設定で描かれている「御前」以外の人物が事件を解決する時、その人物を、後家という、女であり、頼るべき夫もない弱者の象徴にもってきたところに、西鶴らしさがあるように思う。弱い立場にある後家が健気に、

また、状況判断も的確で、庶民の生活というものを把握し、弱い者の味方となっている。さらに、⑤のように、ユーモアの男たちに立ち向い、自分の無実を、頭を使って明らかにしてゆく姿は、読者の拍手喝采の的となったに違いない。「御前」が直接解決したものでない、この三話が、すべて「御家」の解決となっているのは、西鶴が、そのような効果を期待したためだったのでなかろうか。

⑦その他

(五十八)の温情判決。御前の人柄を示すものである。

以上、判決の方法に注目しながら考察してきたが、四十四話がそれぞれに、話としての見せ場を持って著されている。中には、(一一一)のように、策を用いたり、調査をしたりと、かなりこみ込んだ話もいくつかみうけられ、かなり凝った趣向のものも目につく。この判決の方法が、話の中心となるわけであるが、平凡であった、登場人物などの素材が「御前」を中心に、思いもよらない展開の中で、生き生きと輝いている。時には、奇抜な策で読者を驚かせ、また時には、博い知識に基く解決に、読者を感嘆させる。そして、状況を読みとりながらの人情捌き。読者を魅了するに十分な展開が、なされているわけである。

第二章 原典との比較

第一章での内容分析をふまえ、第二章では西鶴が参考にしたと考えられる多くの作品の中から、特に大きく影響していると思われる『棠陰比事』と『板倉政要』の二つをとりあげ、『本朝桜陰比事』との比較を通して分析してみたいと思う。

<表 3>

計	五	四	三	二	一	巻
15	二・三・四 五・六・七	二・四	一・九	一・五	四・五・六	①
	6	2	2	2	3	
12	九	八・九	三・四・五 七・八	三・八	一・七	②
	1	2	5	2	2	
6	/	三・六・七	二	/	二・三	③
		3	1		2	
3	/	五	/	四・六	/	④
		1		2		
4	一	/	六	二・九	/	⑤
	1		1	2		
3	/	一	/	七	八	⑥
		1		1	1	
1	八	/	/	/	/	⑦
	1					
44	9	9	9	9	8	計

<表

計

15

12

6

3

4

3

1

44

△表3▽

趙和贖産	黄覇叱奴	憲之俱解	程猷仇門	張輅行穴	崔黠搜帑	裴均积夫	程薄旧銭	程顥詰翁	道讓詐囚	傳隆議絶	丙吉驗子	棠陰比事
小指は高くゝりの覺 (五一六)	〃	四つ五器重ての御意 (五一二)	仕もせぬ事を隠しそこなひ (四一八)	〃	参詣は枯木に花の都人 (四一六)	利発女の口まね (四一一)	壺掘て欲の入物 (三一八)	侍ば算用もあいよる中 (三一六)	太鼓の中はしらぬが因果 (二一四)	御耳に立は同じ言葉 (二一三)	曇は晴る影法師 (二一二)	本朝棠陰比事
○	○	○	△	△	△	△	○	△	△	△	○	滝田
×						×	×	×			○	野間
△	×	△	×	×	×	×	×	×	△	×	○	松見

(注)

○ 原拠として明らかなもの
 △ 推定の域を出ないもの
 × 原拠とは言いがたいもの

野間氏の説における空欄は、特に指摘がないもの。

第一節

『棠陰比事』は、宋の桂万榮の作である。小説ではなく、裁判において、古来からの実例を挙げながら編集されたものである。「棠陰」とは、昔、周の召伯が地方を巡行した時甘棠（山梨）の樹下で、民の訴えを聞き、公平な裁きをしたという故事より、立派な裁判をさす。『本朝椽陰比事』の題名が、これに由来しているのは明らかで、その事實は、（一一一）冒頭に、はっきりと記されている。

また、「比事」というのは、字の如く、比類するものを對比させることである。『棠陰比事』百四十四話は、類によって、二話ずつ對比させていて、七十二群に分けるという形式をとっている。つまり、『棠陰比事』というものは、名裁判を比べたもの、なのである。しかし、『本朝椽陰比事』は、「比事」という言葉は用いたものの、二つのものを對比させる、という形式にはなっていない。やはり明らかに『棠陰比事』のパロディである。

『棠陰比事』は、その性質が裁判実話集であるので、「御前」の名裁判を讚える『本朝椽陰比事』と違って、裁いた人も雑多で、その判決についても、評価はまちまちで、中には、やりすぎである、まちがっている、とするものさえある。ここに、題名の似た、この二作品の創作意図の違いが、明らかにになっている。『棠陰比事』が現実の姿を著したものとすれば、『本朝椽陰比事』は、理想の姿を追っているものと言えるであろう。

いて、考察してみたいと思う。滝田氏と、野間氏の指摘によると、△表3Vのようになる。△表3Vの下欄に、私見を付け加えてみたが、その根拠として、登場人物、訴訟に至るまでの設定、訴訟の種類、解決の方法、判決、の五つの視点から分析した結果が、△表4Vである。

△表4Vをみると、明らかに原拠と考えられるのは、「丙吉驗子」と「曇は晴る影法師」の一話だけである。これについては、△表5Vに詳しく比較しているように、筋の運び、解決方法に、明らかな類似がみられる。

このように、「棠陰比事」との関係調べてゆくと、『本朝椽陰比事』は、題名の由来や、冒頭部分から期待される程、『棠陰比事』に原拠を求めていないことがわかる。西鶴自身も、『棠陰比事』の翻訳まがいの作品として、『本朝椽陰比事』を著そうとしたのではない。二書の性格の違いもまた、明らかである。ただ、裁判の判例集というモチーフを用いる時、『棠陰比事』が参考となった、という程度であろう。

第二節 『板倉政要』との比較

『板倉政要』は、江戸時代初期、京都所司代に任じた、板倉勝重、重宗父子の裁判を記したものである。ここで使用した写本は、京都大学所蔵のもので、片仮名交り十巻十冊本処々に、平易な漢文体もみられる。ここでは、巻六から巻十までの六十三話が、「公事捌」として問題となる部分である。

いるものと言えるであらう。

ここで、『棠陰比事』と、『本朝桜陰比事』の原拠に つ
へ表7Vである。『棠陰比事』と違って、原拠として明ら
かに断定できるものが多い。一話一話の構成や、話の長さ
も同じ程度であり、『棠陰比事』よりも多く影響を与えて
いる、と言ってもよいだろう。

類似している十二話を読みくらべてみると、小説として
読む場合には、どれを取ってみても、『板倉政要』よりも、
『本朝桜陰比事』の方が、話においての山が多く作られ、
御前の奇抜な策がとび出して、面白い仕上りとなっている。
『板倉政要』において裁判する、板倉父子は、人道をわき
まえ、善と悪というものを、はっきりと判断している。そ
れに比べ、『本朝桜陰比事』の御前は、善悪よりもまず、
人間を優先させる理想の人物として描かれているのである。
人間を描き続け、人間を愛した、西鶴の価値観が、ここに
も現れているように思う。

また、『板倉政要』を、原拠として用いる時も、そのま
ま西鶴の文体に書き直すだけ、というのではなく、興味を
ひかれる部分を取り出し、そこを中心に、話を盛り上げる
という形をとっている。原拠として用いられた部分は、時
には説明を加えられ、時には、もう一ひねりされて、完全
に西鶴自身のものとなって描かれているのである。

結び

各階級の人々の生き生きとした生活。その生活の中にま
きおこる数々の事件。それを、暖かく裁いてゆく理想的な
裁判官、「御前」。まさにユートピアの世界である。それ

ら巻十までの六十三話が、「公事掬」として問題となる部
分である。

第一節に続いて、同じ観点から分析したものが、
を、非現実的なものと感じさせないために、設定の平凡さ
を打ち出した西鶴。その手腕は見事である。それぞれの人
々が、それぞれの想いをこめて生きて行く姿が、裁判とい
う一つの素材の中で表現されている。人間を描き続けた西
鶴にとって、最も愛すべきものは、やはり人間でしかあり
えなかったのである。

(注1) 滝田貞治「本朝桜陰比事説話系統の研究」

(「西鶴襍藁」)

(注2) 野間光辰「本朝桜陰比事考証」

(「西鶴新攷」)

参考文献

「本朝桜陰比事」対訳西鶴全集十一

麻生磯次、富士昭雄 訳注 明治書院

「棠陰比事」中国古典文学大系39

駒田信二、訳 解題 平凡社

「本朝桜陰比事説話系統の研究」

滝田貞治 「西鶴襍藁」

「本朝桜陰比事考証」

野間光辰 「西鶴新攷」

<表 4>

本朝桜陰比事	登場人物	設定	種類	方法	判決	棠陰比事	私見	類似度
曇は晴る影法師 (1-2)	△	△	○	○	○	丙吉 駿子	○	5
御耳に立は同じ言葉 (1-3)	×	×	×	×	×	傳隆 議絶	×	1
太鼓の中はしらぬが因果 (1-4)	×	×	×	△	△	道讓 詐囚	△	3
待ば算用もあいよる中 (3-6)	×	×	×	×	×	程 顯詰翁	×	1
壺掘って欲の入れ物 (3-8)	×	×	△	×	×	程 薄旧銭	×	2
利発女の口まね (4-1)	×	×	×	×	×	裴 均 釈夫	×	1
参詣は枯木に花の都人 (4-6)	△	×	×	×	×	崔 黼 搜帑	×	2
”	△	×	×	×	×	張 輅 仇門	×	2
仕もせぬ事を隠しそこなひ (4-8)	×	×	×	×	×	程 戡 仇門	×	1
四つ五器重ての御意 (5-2)	○	△	○	×	△	憲之 俱解	△	4
”	×	×	△	×	×	黄 覇 叱姁	×	2
小指は高くゝりの覚 (5-6)	△	△	○	×	△	趙 和 贖産	△	4

(注) 類似度は、五段階で表わし、5が一番類似度が高いとする。

○ 類似しているもの

△ 類似している点も含まれるもの

× まったく類似点が認められないもの

<ま
 ズ
 曇は
 御耳
 太鼓
 因果
 待ば
 中
 壺掘
 利発
 参詣
 人
 仕も
 こな
 四つ
 小指

△表5V

	登場人物	訴訟に至るまでの設定	訴訟の種類	解決の方法	判決
曇は晴る影法師（本朝）	材木問屋の隠居（八十余歳） 庭ばたらきの女、息子	下女が懐妊し、隠居の子供であることを信じてもらえず訴えた。	子供の認知	八十あまりになった人の子は、日の光にあっても影が映らないことを調べてみると、影が映らなかった。	隠居が息子であることを認める。
丙吉 駿子（業陰）	老人（八十を越す） 後妻、息子 先妻	先妻の娘が、老人が死んだので遺産めあてに、後妻の息子が老人の子供ではないと訴えた。	子供の認知	老人の子は、しきりに寒がるというし、陽があたっても、影が映らないことを調べてみると、はたして、影が映らなかった。	財産はすべて後妻の息子に。 娘は、母親誣告の罪に服する。

△表6V

本朝桜陰比事	板倉政要	滝田	野間	私見
春の初の松葉山 (二一)	野合草刈場論之事	○	×	△
命は九分目の酒 (二一七)	本妻与妾之事	○	○	○
十夜の半弓 (二一一)	京六波羅ニテ夜盗町人ヲ殺害シ財宝ヲ取ル事 社人社僧出入之事	△	×	△
兼平の飄過 (二一二)	聖人公事ノ捌	△	×	×
落し手有拾い手有 (三一四)	宿賃公事之事	○	○	○
念仏売てかねの声 (三一五)	妻女公事捌之事	○	×	×
待ば算用もあいよる中 (三一六)	妻女公事捌之事	○	○	○
何れも京の妾女四人 (四一五)	閨養子而妻女ニ讓状之事	×	○	○
四つ五器重ての御意 (五一二)	五器盗人之事	○	○	○
両方よらねば埒の明ぬ蔵 (五一四)	婿姑出入之事	×	○	×
あぶなき物は筆の命毛 (五一五)	張紙ヲ仕タル者御穿鑿之事	×	○	△
小指は高くゝりの覚 (五一六)	買売物出入之事	○	×	△

- (注) ○ 原拠として明らかなもの
 △ 推定の域を出ないもの
 × 原拠とは言いがたいもの

手紙の... (フイブ) 買物出入之事

△表7V

本朝 桜陰 比事	登場人物	設定	種類	方解決	判決	板倉政要	私見	分類
春の初の松葉山	○	△	○	×	△	野合草刈場論之事	△	2
命は九分目の酒	○	○	○	○	○	本妻与妾之事	○	5
十夜の半弓	○	○	○	×	×	京六波羅ニテ夜盗町人ヲ殺害シ財宝ヲ取ル事	△	2
兼平の諷過	△	×	×	×	×	社人社僧出入之事	×	1
落し手有拾ひ手有	△	○	○	○	△	聖人公事ノ捌	○	3
念仏売てかねの声	×	×	×	×	×	宿賃公事之事	×	1
待ば算用もあいよる中	△	△	○	○	○	妻女公事捌之事	○	5
何れも京の妾女四人	△	△	○	○	○	闇養子而妾女ニ讓状之事	○	5
四つ五器重ねての御意	△	△	○	○	○	五器盗人之事	○	5
両方よらば埒の明ぬ蔵	△	×	△	×	×	姐姑出入之事	×	1
あぶなきものは筆の命毛	×	×	×	○	×	張紙ヲ仕タル者御穿鑿之事	△	4
小指は高くゝりの覚	△	△	○	×	×	買売物出入之事	△	2

(注) 登場人物、訴訟に至るまでの設定、訴訟の種類、解決の方法、判決に分類している。

- 類似しているもの
- △ 類似している点も含まれるもの
- × まったく類似点が認められないもの